

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
第一防災（株）	大阪府守口市大日東町12-5

2. 指名停止措置期間

平成27年9月8日 から 平成28年6月7日 9ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、第一防災（株）の代表取締役及び関東支店長が、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備の点検業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査二課に逮捕されたものである。

また、当該業務については、第一防災（株）より談合を行っていない旨の誓約書が国土交通省東京航空局へ提出されている。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号及び同要領第4第一号の措置要件に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止9ヵ月とする。

○指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
11 <u>国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に</u> <u>関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑に</u> <u>より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</u>	逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内

○指名停止措置要領（抜粋）

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有

資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎勝行 (内線2512)